

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農地調整課)	21
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	22
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	22
○農業委員会が行う交換分合計画の認可 (5 件)..... (農業施設管理課)	22
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	23
道議会告示	
○北海道議会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程.....	23
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	24
告 示	
北海道告示第751号	
昭和45年北海道告示第2678号 (農業振興地域の指定) 等の一部を次のように改正し、平成17年10月11日から施行する。	
その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。	
平成17年10月11日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 昭和45年北海道告示第2678号のうち、阿寒地域の事項を削る。	
2 昭和46年北海道告示第2814号のうち、音別地域の事項を削る。	
3 昭和47年北海道告示第3389号のうち、釧路地域の事項を次のように改める。	
釧路市の区域のうち、図面 (第43号) の赤色で着色した部分 (都市計画法で定める市街化区域 (平成3年北海道告示第664号により変更告示された後の市街化区域)、釧路空港の区域、市街化区域界、釧路町界及び海岸線によって囲まれた区域、白糠町界から阿寒川右岸までの海岸線から幅1,000メートルの区域、阿寒川左岸市街化区域界及び海岸線によって囲まれた区域、市街化区域界、音羽6番地の1、同1番地の826 (音羽1番地の3及び同1番地の23を除く。)、同1番地の2、鶴野4番地の3、同59番地、同40番地の2、同264番地が	

ら道道釧路鶴居弟子屈線沿いに下り、鶴野63番地から仁々志別川を渡り、鶴野109番地、同151番地の1、同149番地から北斗との字界に沿って北園232番地に至り、同190番地、字昭和190番地及び新釧路川右岸堤防によって囲まれた区域、市街化区域界、釧路東地区広域農道及び新釧路川左岸堤防によって囲まれた区域、自然公園法で定める阿寒国立公園の特別保護地区、国有林野の区域 (根釧西部森林管理署管轄区域2160林班り小班及び2161林班を小班の区域を除く。)、道有林野の区域、釧路根室地域森林計画の釧路市有林野の9から11まで及び30林班の区域、釧路根室地域森林計画の釧路市の民有林野の1、2、4から10まで、12、13、19、23から27まで、31から38まで及び50から55までの林班の区域、釧路根室地域森林計画の釧路市の民有林野の3、11、14から18まで、20から22まで及び28から30までの林班の区域のうち森林法で定める防霧保安林の区域、釧路根室地域森林計画の阿寒町有林野の4、7、65から67まで、227及び238林班の区域、釧路根室地域森林計画の阿寒町の民有林野の11、20、23、28から34まで、70から152まで、172から175まで、177から190まで、195から201まで、204、212、215、226、236、237及び239林班の区域、釧路根室地域森林計画の音別町有林野の9 (3 小班の区域に限る。)、32 (2 及び7 小班の区域に限る。)、33から35まで、56 (3 から17まで、24から27まで及び29小班の区域に限る。)、75 (1、4、6 から8まで、27から29まで、35から40まで、43、44、52及び53小班の区域に限る。)、143 (1 から10までの小班の区域に限る。)、144 (2 小班の区域に限る。)、145 (3 及び4 小班の区域に限る。)、146 (3 及び5 小班の区域に限る。)、147、148、149 (1 から4 まで及び8 小班の区域に限る。)、150 (2 から9 までの小班の区域に限る。)、151 (2 から7 まで、9、10 及び13 小班の区域に限る。)、152 (2 から6 までの小班の区域に限る。) 及び153から155 までの林班の区域、釧路根室地域森林計画の音別町の民有林野の11 (1 から6 までの小班の区域に限る。)、12、13 (4 から8 まで、11、12及び14 小班の区域に限る。)、14 (1 から4 まで、7、9 及び11 小班の区域に限る。)、15 (1 から12 まで、17、19から22 まで、24 及び25 小班の区域に限る。)、16、17 (2 から4 まで、6 及び7 小班の区域に限る。)、18 から20 まで、21 (1 から3 までの小班の区域に限る。)、22 (1 から4 までの小班の区域に限る。)、23 (1 から3 まで及び6 小班の区域に限る。)、24から30 まで、31 (3 から6 までの小班の区域に限る。)、36、37 (8 から49 までの小班の区域に限る。)、38 (3 から9 まで、11、12及び16から26 までの小班の区域に限る。)、39、41 (1 から9 までの小班の区域に限る。)、42 (1 から7 まで、10から19 まで及び21 小班の区域に限る。)、43から46 まで、47 (1 から6 まで及び8 から10 までの小班の区域に限る。)、48 (4 から12 までの小班の区域に限る。)、49から52 まで、53 (1 から7 までの小班の区域に限る。)、54、55 (2 小班の区域に限る。)、57 (1 及び13から15 までの小班の区域に限る。)、58 (1 から6 まで、8、10、12、17及び20から23 までの小班の区域に限る。)、59 (12から14 まで及び16 小班の区域に限る。)、62 (2、4 から6 まで及び8 から10 までの小班の区域に限る。)、63、64 (1 小班の区域に限る。)、65 (2 小班の区域に限る。)、66、67 (2 小班の区域に限る。)、

る。）、68（1及び2小班の区域に限る。）、69、70（6小班の区域に限る。）、71（3小班の区域に限る。）、72（13から20までの小班の区域に限る。）、73（3、7、12から15まで及び20小班の区域に限る。）、74（4、5、10、14、15、18から20まで、24及び25小班の区域に限る。）、76、77（3及び4小班の区域に限る。）、78（5、6、17、21から23まで及び25から29までの小班の区域に限る。）、79（1から29までの小班の区域に限る。）、80（1小班の区域に限る。）、81（2から4までの小班の区域に限る。）、82、83、84（4小班の区域に限る。）、85（7から11までの小班の区域に限る。）、86から93まで、94（4から10まで及び12小班の区域に限る。）、95（12及び13小班の区域に限る。）、96（16から37までの小班の区域に限る。）、97から100まで、101（2及び3小班の区域に限る。）、102（3小班の区域に限る。）、103、104（3及び6から8までの小班の区域に限る。）、105、106（5小班の区域に限る。）、107（1から3まで、5から8まで及び11小班の区域に限る。）、108（5から11まで、13、18から24まで、32及び33小班の区域に限る。）、109（1から8まで及び11から14までの小班の区域に限る。）、110（1、4及び7から9までの小班の区域に限る。）、111（1、5、7から10まで、12及び13小班の区域に限る。）、112（1から9まで及び14小班の区域に限る。）、113（8、9及び12から17までの小班の区域に限る。）、114（2及び8小班の区域に限る。）、116から125まで、126（1小班の区域に限る。）、127（7から10までの小班の区域に限る。）、128（2及び3小班の区域に限る。）、129（1小班の区域に限る。）、130（11から14まで及び16から19までの小班の区域に限る。）、131（3及び4小班の区域に限る。）、132、133（2小班の区域に限る。）、134（1から5まで及び9小班の区域に限る。）、135、136（3、5及び8小班の区域に限る。）、137（14、16から24まで、31、33から39まで、45から53まで、59から67まで、79から83まで、85から92まで及び99小班の区域に限る。）、138（14から18まで、21、29、39、41から45まで、50、51及び54から65までの小班の区域に限る。）、140（2から4まで、7から12まで、14から19まで、26、32、37から40まで、44及び54から58までの小班の区域に限る。）及び141（1から72まで、87から89まで、92から95まで及び98から100までの小班の区域に限る。）林班の区域、春採湖の水面の区域、鶴見橋より上流の河川区域、安原の釧路湿原国立公園区域並びに阿寒湖の水面の区域）に該当する区域を除いた区域

北海道告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年9月30日、当麻土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年10月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（豊田地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きょ、区画整理、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成17年10月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年10月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、士幌町農業委員会が定めた川西地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成17年10月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、鹿追町農業委員会が定めた上幌内地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成17年10月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、清水町農業委員会が定めた中熊牛地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成17年10月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、芽室町農業委員会が定めた坂の上地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成17年10月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第758号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第 8 項の規定により、浜中町農業委員会が定めた浜中地区の農用地等の交換分合計画を認可した。 平成17年10月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第759号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成17年10月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 千歳市柏台1389の13、1390の229、1390の230、1390の231 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 釧路郡釧路町中央九丁目 1 の 4 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため	を 「 1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（ 1 による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 に改める。 別記第 5 号様式中 「 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して異議申立てをすることができます。」 を 「 1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（ 1 による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 に改める。 別記第 6 号様式中 「 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して異議申立てをすることができます。」 を 「 1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（ 1 による異議
道 議 会 告 示 北海道議会告示第 3 号 平成11年北海道議会告示第 2 号（北海道議会情報公開条例の施行に関する規程）の一部を次のように改正する。 平成17年10月11日 北海道議会議長 高 橋 文 明 北海道議会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会情報公開条例の施行に関する規程（平成11年北海道議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。 別記第 4 号様式中 「 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して異議申立てをすることができます。」	

申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第7号様式中

「 この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して異議申立てをすることができます。」

を

「 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第10号様式中

「 この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報に関する情報が開示されますので、御了承ください。」を削り、

6	備	考
---	---	---

を

「

6	備	考
---	---	---

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道議会議長に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

附 則

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第152号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成17年10月11日から施行する。

平成17年10月11日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表釧路方面釧路警察署の項中

「

米	町		釧路市米町3丁目4番
---	---	--	------------

を

「

米	町		釧路市米町3丁目2番9号
---	---	--	--------------

に、

」

「									
ぬさまい橋			同 北大通 1丁目	を	鳥 取			同 鳥取大 通 2 丁目 2 番	取北 3 丁目から 5 丁目まで、新富士 1 丁目から 6 丁目まで、昭和北 1 丁目から北 3 丁目まで、昭和町 1 丁目から 4 丁目まで、昭和、安原及び北園
栄 町			同 栄町 6 丁目		鳥 取 西			同 鳥取大 通 9 丁目 2 番 13号	同 鳥取大通 7 丁目から 9 丁目まで、鳥取南 7 丁目及び 8 丁目、鳥取北 6 丁目から 10 丁目まで、星ヶ浦大通 1 丁目から 5 丁目まで、星ヶ浦南 1 丁目から 3 丁目まで、鶴野並びに星ヶ浦
駅 前			同 北大通 14丁目 5 番地		春 採			同 春採 7 丁目 7 番25号	同 春採 5 丁目の一部（15番から18番まで）春採 7 丁目及び 8 丁目（ 5 番を除く。緑ヶ岡 3 丁目、緑ヶ岡 5 丁目並びに鶴ヶ岱 3 丁目
」					」				
「					を				
ぬさまい橋			同 北大通 1 丁目 1 番 1	に、	川 北 通			同 新富町 9 番17号	同 松浦町、中島町、花園町、堀川町、双葉町、新富町、川北町、新釧路町、入江町及び光陽町
栄 町			同 栄町 6 丁目 9 番 1		共 栄			同 共栄大 通 5 丁目 2 番 17号	同 共栄大通 1 丁目から 9 丁目まで、春日町、若草町、若竹町、新川町、住之江町、駒場町、川端町、新橋大通 1 丁目から 9 丁目まで、柳町、暁町、治水町、新栄町、中園町、豊川町、白金町、若松町及び喜多町
駅 前			同 北大通 14丁目 1 番 4		鳥 取			同 鳥取大 通 2 丁目 2 番 57号	同 鳥取大通 1 丁目から 6 丁目まで、鳥取南 2 丁目から 6 丁目まで、鳥取北 3 丁目から 5 丁目まで、新富士 1 丁目から 6 丁目まで、西港 1 丁目から 4 丁目まで、昭和北 1 丁目から北 3 丁目まで、昭和中央 1 丁目から 6 丁目まで、昭和南 3 丁目から 6 丁目まで、昭和町 1 丁目から 4 丁目まで、昭和、安原、北園 1 丁目及び北園
」					」				
「					を				
川 北 通			同 新富町 9 番地	同 松浦町、中島町、花園町、堀川町、双葉町、新富町、川北町、新釧路町、入江町および光陽町	鳥 取			同 鳥取大 通 2 丁目 2 番 57号	同 鳥取大通 1 丁目から 6 丁目まで、鳥取南 2 丁目から 6 丁目まで、鳥取北 3 丁目から 5 丁目まで、新富士 1 丁目から 6 丁目まで、西港 1 丁目から 4 丁目まで、昭和北 1 丁目から北 3 丁目まで、昭和中央 1 丁目から 6 丁目まで、昭和南 3 丁目から 6 丁目まで、昭和町 1 丁目から 4 丁目まで、昭和、安原、北園 1 丁目及び北園
共 栄			同 共栄大 通 5 丁目	同 共栄大通 1 丁目から 9 丁目まで、春日町、若草町、若竹町、新川町、住之江町、駒場町、川端町、新橋大通（ 1 丁目から 9 丁目まで ） 柳町、暁町、治水町、新栄町、中園町、豊川町、白金町、若松町及び喜多町	鳥 取 西			同 鳥取大 通 9 丁目 2 番 15号	同 鳥取大通 7 丁目から 9 丁目まで、鳥取南 7 丁目及び 8 丁目、鳥取北 6 丁目から 10 丁目まで、星ヶ浦大通 1 丁目から 5 丁目まで、星ヶ浦北 1 丁目から 5 丁目まで、星ヶ浦南 1 丁目から 6 丁目まで、鶴野東 1 丁目から 5 丁目ま
				同 鳥取大通 1 丁目から 6 丁目まで、鳥取南 2 丁目から 6 丁目まで、鳥					

				で、中鶴野並びに鶴野
春 採			同 春採 8 丁目 1 番16号	同 春採 5 丁目の一部（15番から18番まで）春採 7 丁目及び 8 丁目（ 5 番を除く。）緑ヶ岡 3 丁目、緑ヶ岡 5 丁目並びに鶴ヶ岱 3 丁目
に、 「				
武 佐			同 武佐 4 丁目28番 2 号	釧路市武佐
を 「				
武 佐			同 武佐 4 丁目28番 2 号	釧路市武佐 1 丁目から 5 丁目まで
に、 「				
		白 樺	同 白樺台 2 丁目24番 1 号	同 白樺台 1 丁目から 6 丁目まで、桜ヶ岡 7 丁目及び 8 丁目、桂恋、三津浦並びに高山
大 楽 毛			同 大楽毛 5 丁目 8 番地	同 大楽毛 1 丁目から 5 丁目まで、大楽毛南 1 丁目から南 5 丁目まで、大楽毛、北斗、音羽、新野、美濃、鶴丘、山花、駒牧、桜田および青山
愛 国			同 愛国西 1 丁目12番 4 号	同 愛国、愛国東 1 丁目から東 4 丁目まで、愛国西 1 丁目から西 4 丁目まで、芦野 1 丁目から 4 丁目まで、文宛 3 丁目から 4 丁目まで、東川町及び古川町
を 「				
		白 樺	同 白樺台 2 丁目24番 1 号	同 白樺台 1 丁目から 7 丁目まで、桜ヶ岡 7 丁目及び 8 丁目、桂恋、三津浦並びに高山
大 楽 毛			同 大楽毛 5 丁目 8 番20号	同 大楽毛 1 丁目から 5 丁目まで、大楽毛西、大楽毛北の 1 丁目及び 2 丁目、大楽毛南 1 丁目から南 5 丁目まで、大楽毛、北斗、音羽、新野、美

				濃、鶴丘、山花、駒牧、桜田並びに青山
愛 国			同 愛国西 1 丁目12番 4 号	同 愛国、愛国東 1 丁目から東 4 丁目まで、愛国西 1 丁目から西 4 丁目まで、芦野 1 丁目から 5 丁目まで、文宛 1 丁目から 4 丁目まで、東川町及び古川町
に、 「				
布伏内	同 阿寒町 字舌辛原野22 線北41番17	同 阿寒町字布伏内、字新区、字舌辛、字知茶布および字雄別		
阿 寒	同 16線30 番地43	同 阿寒市街（旭町、仲町、富士見町、新町及び北新町）、上阿寒、中阿寒、東阿寒、西阿寒、上舌辛、下舌辛、東舌辛、南舌辛及び字ウエンベツの一部（25線以南）		
徹 別	同 上徹別、中徹別、下徹別、西徹別、大和、大正、紀ノ丘（25線以北）、字仁々志別、共和、共進、東栄、蘇牛、飽別、上飽別およびピリカネツの一部（白水川以南）			
阿寒湖畔	同 阿寒湖畔	同 阿寒湖畔、尻駒別およびピリカネツの一部（白水川以北）		
に、 「				
布伏内	釧路市阿寒町 舌辛原野22線 北41番地17	釧路市阿寒町舌辛の一部、舌辛原野甲 22線及び23線、舌辛原野22線北及び23線北、シュンクシタカラ、フブシュナイ並びに雄別		
阿 寒	同 中央 1 丁目 3 番19号	同 旭町、富士見、北町、北新町の 1 丁目から 3 丁目まで、仲町、新町の 1 丁目及び 2 丁目、中央 1 丁目から 4 丁目まで、ウエンベツ、オトンベツ、舌辛の一部、舌辛原野10線から 25線まで、舌辛原野17線新から22線新まで、舌辛原野20線号外から22線号外まで、舌辛原野20線北及び21線北、舌辛原野増区画20線及び21線、ツチャツ		

		ブ並びにユッパナイ	
徹 別	同 徹別市街地本 通2丁目6番 地1	同 飽別、飽別原野基線、飽別原野東1線、オリヨマップ、オンネナイ、オンネナイ原野、サイヤナイ、舌辛の一部、舌辛原野26線、下徹別市街、徹別、徹別原野、徹別原野25線から59線まで、徹別市街地本通1丁目から3丁目まで、中徹別、ニニシベツ、ニニシベツ原野16線から47線まで（20線及び45線欠）、ニニシベツ原野、ペンケナイ、ワッカタンネナイ及びシアンヌの一部（白水川以南）	に、
阿寒湖畔	同 阿寒湖温泉2 丁目1番13－ 1号	同 阿寒湖温泉1丁目から6丁目まで、シアンヌの一部（白水川以北）、シュリコマベツ、チクショベツ、ルベシベ及びオクルシュベ	」
「			
音 別	同 音別町 字音別市街地	同 音別町	を
」			
「			
音 別	釧路市音別町 中園1丁目 115番地	釧路市音別町	に改める。
」			

